

習志野市立津田沼小学校PTA

会 則

会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、習志野市立津田沼小学校PTAと称し（以下本会という）、事務所を津田沼小学校内におく。

(目 的)

第2条 本会は、津田沼小学校に在籍している児童の保護者と教師が協力して、学校と家庭と地域における児童の幸福な成長を図ると共に、会員相互の理解を深めることを目的とする。

(活 動)

第3条 本会会則第2条の目的を達成する為に、次の活動を行う。

1. 児童の保護、学校奨励に関する活動
2. 教育環境整備に関する活動
3. 学校運営への協力に関する活動
4. 会員相互の資質の向上と理解に関する活動
5. 社会教育に関する活動
6. 地域と協力する活動
7. その他前各号に挙げる活動を達成する為に必要な活動

第2章 会 員

(資 格)

第4条 本会の会員は、正会員並びに賛助会員をもって構成する。

1. 正会員は、児童の保護者並びに教師
2. 賛助会員は、本校の学区内に居住し、教育に関心を有するもので、本会より推薦された者

第3章 組 織

(種 別)

第5条 本会の組織は、次のとおりとし、その会を運営する。

1. 総会
2. 企画委員会
3. 運営委員会
4. 専門部会
5. 学年委員会
6. 学級会

(総 会)

第6条 総会は、本会の会員で構成され、最高議決機関とする。

1. 総会は、本会会員の過半数の出席をもって成立する。但し、当該議事についてあらかじめ委任状により意思を表示した者は出席者とみ

なす。

また、総会は、非対面での開催を可能とする。その場合は、本会会員の過半数の議決書の提出を持って成立する。

2. 定例総会は、年度始めに開催し審議議決する。但し、会長が必要と認めたととき、又は会員現在数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会の議長は、会員が互選した者とする。
但し、非対面の総会の場合、議長は互選しない。
4. 総会の議事録は、議長が指名した二人の会員がこれに署名する。
但し、非対面の総会の場合は、議事録は会員が互選した二人がこれに署名する。
5. 会務報告及び収支決算の承認
6. 会務計画及び収支予算の承認
7. 役員を選出
8. その他本会の重要な事項の審議、議決

(企画委員会)

第7条

企画委員会は、本会の会長、副会長、会計、書記、学年長、各専門部長、学校長をもって構成し、本会の運営上に関わる諸問題を企画する。但し、代理人の出席を認める。

(運営委員会)

第8条

運営委員会は、本会の企画委員、学級委員長、学級副委員長、各専門部の副部長をもって構成し、総会に次ぐ議決機関であり、議決に際しては、出席者の過半数の同意を必要とし、次の会務を実行する。

1. 活動計画の審議、実施

(専門部会)

第9条

1. 専門部会は、次の4部会とし、別に定める規定により活動する。
部員は学級の保護者より選出し、部員の互選によりそれぞれ部長、副部長、会計を選任し、教師から顧問を選任する。
 - ① 広報部
 - ② 環境部
 - ③ 校外指導部
 - ④ 行事推進部
2. 専門部の部長選出について、過去にいずれかの専門部の部長を務めた会員は、部長を引き受けた子に限り、2回目役員の際、専門部の部長の選任を免除することができる。なお、免除される専門部とは、過去に部長を務めた専門部と異なってもよい。

(特別委員)

第10条

特別委員は、各学級の保護者より選出し、五中学区青少年健全育成連絡協議会（以下五中学区という）、PTA家庭教育学級、役員候補者選考委員会で構成する。

1. 五中学区は、青少年の健全育成の為に五中学区内の学校関係、諸機関、諸団体と協力し活動する。

- ① 五中学区広報部
 - ② 五中学区育成部
 - ③ 五中学区環境整備部
2. P T A家庭教育学級は、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、地域に密着した生涯学習として、地域の公民館の指導のもと開設し活動する。
 3. 役員候補者選考委員会は、別に定める役員候補者選考委員会規則に基づき活動する。

(習志野市補導委員)

第11条 習志野市補導委員は、学校長、P T A会長の推薦により、教育委員会教育長から委嘱を受け、青少年の非行防止につとめ、健全育成をはかることを目的として活動する。

(学年委員会)

- 第12条
1. 学年委員会は、各学級長、副学級長並びに担任教師で構成し各学年の諸問題に対処する。
 2. 学年委員長は、保護者の互選により選任する。
 3. 書記は、担任教師の中から互選により選任する。

(学 級 会)

- 第13条
1. 学級会は、各学級単位で構成する。
 2. 学級長、副学級長は保護者の互選により選任する。
 3. 書記は、担任教師がこれにあたる。
 4. 同一人が他の役員、委員、部員を兼務することはできない。但し、本会会則第7条・第8条・第10条・第11条・第12条で規定する委員を除く。

(召集及び議長)

第14条 本会の各会議は、それぞれ会長、部長、委員長がこれを招集する。会長、部長、委員長は、その会議の議長となることを原則とする。

第4章 役員

(種 別)

第15条 本会の役員は、次のとおりとする。但し、兼務することはできない。

1. 会 長 (保護者) 1名
 2. 副会長 (保護者) 2名
- ただし、市P連役員、バレーボール委員会役員の当番校に該当する年度はさらに1名ずつ選任する。
3. 会 計 (保護者) 2名
 - (教 師) 1名
 4. 書 記 (保護者) 2名
 - (教 師) 1名以内
 5. 監 査 (保護者) 2名

(職 務)

第16条

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれに当たる。
3. 会計は、会計事務処理、金銭出納を司る。
4. 書記は、総会並びに運営委員会の文書発送、各種連絡、その他本会の運営に必要な庶務に従事する。
5. 監査は、本会の活動と会計事務を監査し、毎年定例総会において報告する。
6. 本会の役員は、不測の事態においては学校と協議の上、会則にとらわれず本会の運営をすることができる。

(選 任)

第17条

役員を選出は、次のとおりとする。

1. 別に定める役員候補者選考委員会で選考した候補者の中から定例総会において選任する。
2. 役員に、欠員が生じた場合は、運営委員会においてこれを承認し、補充することができる。

(任 期)

第18条

1. 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠により就任した役員任期は、残任期間とする。
3. 役員は退任後においては、第7条～第10条までの委員に再選しないものとする。

第5章 会 計

(構 成)

第19条

本会の会計は、本会計と環境充実費特別会計の2つとし、本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第20条

1. 本会の会費は、本会計会費月額300円とし、在籍月分を毎年一括で納入する。但し、市の就学援助制度を受けている会員は、会費を免除する。
2. 環境充実費特別会計費は、会費を徴収しない。

(会計年度)

第21条

本会の会計は、4月1日より、翌年3月31日までとする。

第6章 補 則

(会則変更)

第22条

この会則を変更しようとするときは、総会において過半数の議決を経なければいけない。

第7章 雑 則

(慶 弔)

第23条 慶弔に関しては、別に規定を設ける。

(個人情報)

第24条 個人情報に関しては、別に規則を設ける。

第8章 附 則

本会則は、昭和52年 4月23日より施行する。
本会則は、昭和59年 4月28日一部改正、施行
本会則は、昭和62年 4月18日一部改正、施行
本会則は、平成 元年 4月22日一部改正、施行
本会則は、平成 3年 4月27日一部改正、施行
本会則は、平成 4年 4月18日一部改正、施行
本会則は、平成 6年 2月26日一部改正、施行
本会則は、平成 9年 2月15日一部改正、施行
本会則は、平成11年 4月17日一部改正、施行
本会則は、平成12年 2月 4日一部改正、施行
本会則は、平成20年 4月22日一部改正、施行
本会則は、平成21年 4月21日一部改正、施行
本会則は、平成22年 4月20日一部改正、施行
本会則は、平成27年 4月16日一部改正、施行
本会則は、令和 2年 6月25日一部改正、施行
本会則は、令和 4年 4月22日一部改正、施行
本会則は、令和 5年 4月21日一部改正、施行

役員候補者選考委員会規則

第1条 この委員会は、本会会則第17条第1項の規定に基づき、役員候補者選考委員会と称し（以下本委員会という）、その構成は次のとおりとする。

1. 学年委員より1～5学年の各学年を代表する保護者5名
2. 学校長並びに教師2名

第2条 委員長は、構成委員で互選する。

第3条 委員長は、役員選出の行われる定例総会において、委員会の検討結果を報告する。但し、非対面の総会の場合は、総会報告書に記載する。

第4条 本委員会は、毎年必要時期に構成され、新役員が決定されたと同時に解散し、委員はその任務を終える。

第5条 本委員会の構成委員のうち、本規則第1条第1項の会員は、当該年度の役員にはなれないものとする。

第6条 本委員会規則の改正は、総会で行う。

附 則

本規則は、平成 元年 4月22日より施行する。
本規則は、平成 9年 2月15日一部改正、施行
本規則は、平成12年 2月 4日一部改正、施行
本規則は、平成19年 4月19日一部改正、施行
本規則は、平成20年 4月22日一部改正、施行
本規則は、平成21年 4月21日一部改正、施行
本規則は、令和 4年 4月22日一部改正、施行

専門部活動規定

- 第1条 本会会則第9条の規定により、この規定を定め、専門部の活動の基本とする。
- 第2条 広報部
P T A活動と教育についての理解を深め、会員の意識向上と相互理解を図る事を目的とし、次の活動を行う。
1. 新聞「つだぬま」の発行
2. 五中学区広報部としての活動
3. その他
- 第3条 環境部
子どもがよりよい環境の中で生活ができるように、環境の整備と充実を図る事を目的とし、次の活動を行う。
1. 学校有価物回収
2. 緑化整備の作業計画の立案、実施
3. ベルマークの集計、アルミ缶などの整理
4. 五中学区環境整備部としての活動
5. その他
- 第4条 校外指導部
校外における子どもや地域の現状を把握し、安全確保と環境保全を図る事を目的とし、次の活動を行う。
1. 交通指導
2. 通学路の調査、改善活動
3. 地域行事における児童の安全確保に関する活動
4. その他
- 第5条 行事推進部
1. 総会で承認された「わんぱく祭り」
2. その他
- 第6条 本規定の改正は、総会で行う。

附 則

本規定は、平成 元年 4月22日より施行する。
本規定は、平成 4年 4月18日一部改正、施行

本規定は、平成 6 年 2 月 2 6 日一部改正、施行
本規定は、平成 1 2 年 2 月 4 日一部改正、施行
本規定は、平成 2 1 年 4 月 2 1 日一部改正、施行

積立金規則

- 第 1 条 本会会則第 19 条の規定に基づき、この規則を定める。
第 2 条 流動性のある資産として本会計と環境充実費特別会計より積み立てるもの
第 3 条 とする。
第 3 条 本会の会長は、本積立金の代表とする。
第 4 条 積立金額は、年度末の残額より考慮し、定例総会で定めるものとする。
第 5 条 本積立金規則の改正は、総会で行う。

附 則

本規則は、平成 2 4 年 4 月 1 7 日より施行する。

慶弔規定

- 第 1 条 本会会則第 2 3 条の規定により、この慶弔規定を定める。
第 2 条 慶弔にかかわらず、全て P T A 名で贈るものとし、一切の返礼は受けないものとする。
第 3 条 会員には、次の祝金、弔慰金、見舞金を贈る。
1. 弔慰金及び見舞金
(1) 会員が死亡した時は、金 1 0, 0 0 0 円を贈る。
(2) 児童が死亡した時は、金 1 0, 0 0 0 円を贈る。
(3) 児童又は教職員が一ヶ月以上の入院又はそれに準ずる場合は、金 5, 0 0 0 円を贈る。
(4) 会員が火災により全焼及びこれに類する被害を受けた場合は、金 1 0, 0 0 0 円を贈る。
(5) 会員がその他災害を受けた場合は、見舞金を贈る。金額は役員に一任する。
2. その他
特別な事例が発生した場合は、役員に一任し、後日報告を受ける。
第 4 条 本規定の改正は、総会で行う。

附 則

本規定は、昭和 5 8 年 6 月 2 4 日より施行する。

本規定は、昭和62年 4月18日一部改正、施行

本規定は、平成元年 4月22日一部改正、施行

本規定は、平成12年 2月 4日一部改正、施行

本規定は、平成25年 4月18日一部改正、施行

本規定は、平成28年 4月18日一部改定、施行

個人情報取扱規則

- 第1条 本会会則第24条の規定により、この個人情報取扱規則を定める。
- 第2条 本会は、運営上必要な範囲内の個人情報を適法かつ公正な手段により取得する。
- 第3条 本会が取得した個人情報は、目的の範囲内で適正に利用する。また、会員本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用しない。
- 第4条 本会は、取り扱う個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずる。個人情報の取り扱いを外部に業務委託する場合、その委託先に対しても、個人情報の安全性が確保されるよう、必要かつ適切な監督を行う。
- 第5条 不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄する。
- 第6条 法令に定める場合を除き、事前に関係する会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ開示・提供しない。
- 第7条 本会が保管している個人情報について、会員本人から開示の請求があった場合、合理的な範囲内で速やかに対応する。
- 第8条 本規則の改正は、総会で行う。

附 則

本規則は、令和 2年 6月25日より施行する。